

## 就学援助制度について

唐津市教育委員会

### ◆ 就学援助とは

児童生徒又は入学予定者とともに唐津市内に住所を有し、経済的な理由により学用品費等の支払いにお困りの保護者に対して、その費用の一部を援助する制度です。

#### 対象となる世帯（下記のいずれかに該当する世帯）

- (1) 生活保護が停止又は廃止されたが、経済的な理由で生活が困窮している世帯
- (2) 同居者全員、市民税が非課税である世帯
- (3) 児童扶養手当を受給している世帯
- (4) 上記のほか、保護者の職業が不安定で現在生活に困っている世帯

### ◆ 援助内容について

認定された場合、次の援助が受けられます。（対象学年によって該当しない費目もあります。）  
※金額は変更になる場合があります。

援助費目	支給時期	令和7年度支給額（参考）	
		小学校	中学校
学用品費等	年3回 (8月・12月・3月)	15,500円（年額） (1年生は13,230円)	27,310円（年額） (1年生は25,040円)
新入学学用品費 (4月認定の1年生のみ)	1学期	57,060円	63,000円
医療費（※1）	治療後	保険診療による一部負担額を 医療機関に振り込みます。	
修学旅行費	実施後	実費 (限度額あり)	実費 (限度額あり)
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実施後	交通費見学料実費 (限度額あり)	交通費見学料実費 (限度額あり)

※1 トラコーマ（伝染性結膜炎）及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿かしん（とびひ）、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯（むし歯）、寄生虫病が対象です。

### ◆ 申請方法について

申請方法については、就学される学校へお尋ねください。

※ 小学校、中学校両方にお子さんがいる場合は小学校へ申請してください。

### ◆ 新入学学用品費について（新小・中1年生のみ）

4月に唐津市の小・中学校に入学予定のお子さんがあるご家庭で、対象要件に該当し、認定となった世帯について、新入学学用品費を支給します。

- ・入学年の1月中に申請の場合：3月末に支給
  - ・入学年の2月から4月末までに申請の場合：5月末に支給
- 詳しい手続きは、就学される学校へお尋ねください。

この制度は、お子さんが学校生活を円滑に送ることを目的にしたものです。虚偽の申請や目的外の使用が発覚した場合は認定を取り消すことがあります。  
学校集金（校納金等）が免除になる制度ではありません。月々の納付については、ご理解をお願いします。

※ 認定の認否については、教育委員会で協議し決定いたします。  
必要に応じて、説明を求めることもありますのでご了承ください。